

学校給食費 口座振替依頼書の提出について

尾張旭市では、学校給食費を市が直接徴収させていただいております。

このため、給食費を引き落とす金融機関口座を登録する必要がありますので、以下のとおり、口座振替依頼書の提出をお願いいたします。（学校徴収金は、各学校が徴収）

○給食費の徴収方法

- 市に登録していただいた口座から、給食費を引き落とします。
- 引き落とし日は翌月25日です。（土日祝日の場合は、次の金融機関営業日）
※ 初回は、4月分を令和8年5月26日（火）に登録の口座から引き落とします。
- 別に登録をお願いする「保護者連絡システム（アプリ）」を利用して、翌月10日頃に引き落とし金額と引き落とし日をお知らせします。

○本日お渡しする書類

- 学校給食費 口座振替依頼書の提出について（このチラシ）
- 学校給食費 口座振替依頼書（自動払込利用申込書）【3枚複写】
- 学校給食費 口座振替依頼書【記載例】
※ 既に、小中学校に兄弟姉妹が通っている場合でも、口座振替依頼書の提出をお願いします。

口座振替依頼書の記入・提出方法

①	「学校給食費口座振替依頼書（自動払込利用申込書）【3枚複写】」に、名前、口座番号などを記入し、届出印を押してください。
②	令和8年2月20日（金）までに 口座振替依頼書を、金融機関の窓口に提出してください。

担当 尾張旭市教育委員会
学校教育課庶務係
電話 0561-76-8176

ご注意ください!!

学校徴収金の口座振替依頼書とは提出先が異なります。

よくある質問

1 口座振替が利用できる金融機関はどこですか。

以下の11金融機関をご利用いただけます。

(11金融機関の尾張旭市外の支店の口座を登録することも可能です。)

三菱UFJ銀行	あいち銀行	名古屋銀行
瀬戸信用金庫	十六銀行	あいち尾東農業協同組合
中日信用金庫	東春信用金庫	東濃信用金庫
東海労働金庫	ゆうちょ銀行	

2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でもいいのですか。

保護者以外の方の名義の口座も登録いただけます。

3 口座振替手数料はかかりますか。

口座振替手数料は、市が負担します。

4 残高不足により、口座振替ができなかつたらどうなりますか。

再振替は行いませんので、市から送付する納付書（コンビニ利用可・一部のスマートフォン決済アプリ利用可）でお支払いください。

5 学校徴収金も市に支払うことになるのですか。

学校徴収金は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、学校からのお知らせなどに基づいて、学校で集金を行います。

6 クレジットカードで支払うことはできますか。

申し訳ありませんが、ご利用いただけません。